

事業概要書

事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）	路線名等	よこねがわ 横根川地区
-----	-------------------	------	----------------

1. 事業のあらまし

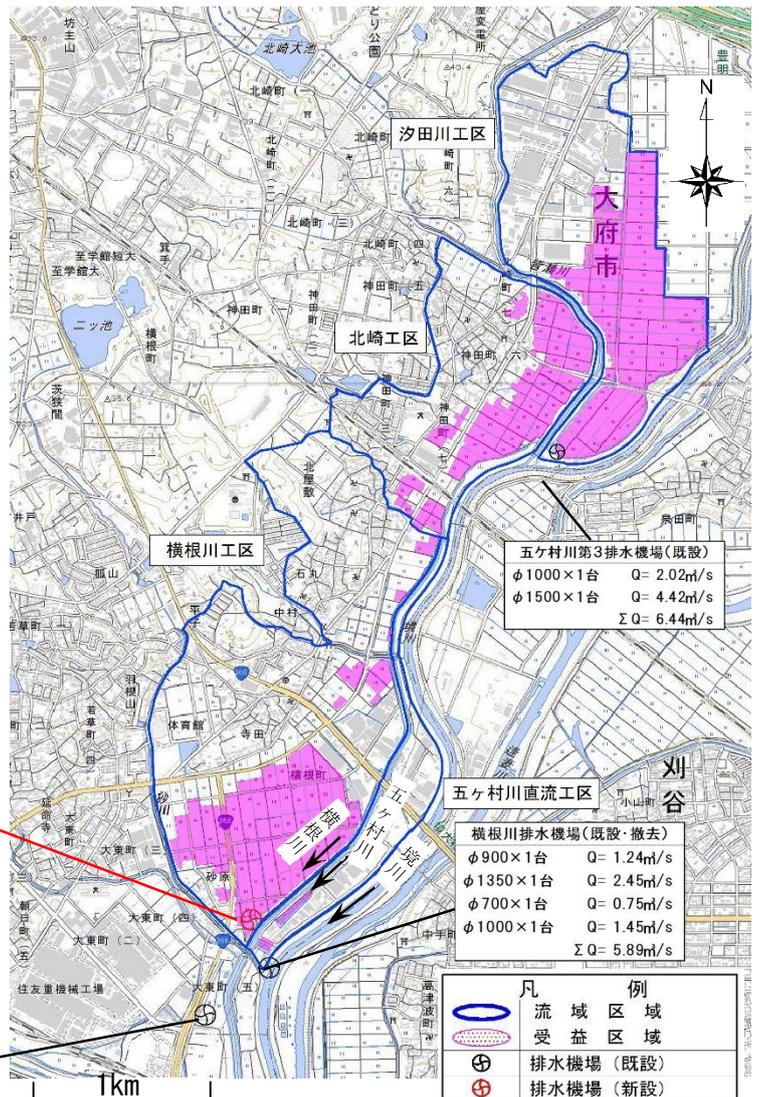
本地区は、大府市の東部に位置し、^{ごかそん}五ヶ村川流域の中流部に位置する流域面積 325.3ha の排水を担う農業用排水機場を改修するものである。地区内の排水は、五ヶ村川及び横根川へ排水され、洪水時は横根川排水機場、五ヶ村川第2排水機場及び五ヶ村川第3排水機場の3つの排水機場により^{さかいがわ}境川へ強制排水している。

横根川排水機場は、1980年度～1987年度にかけて実施した県営たん水防除事業で設置され、老朽化に伴う排水能力の低下や近年の都市化の進展による降雨流出量の増加により排水状況は著しく悪化し、再び湛水被害が生じる恐れが高まっている。

このため、排水能力が低下した既設排水機場を改修し、湛水被害を未然に防止することにより、農業経営及び県民生活の安定を図ることを目的として、2020年からたん水防除事業を実施し、2032年度に完了する予定である。

2. 事業概要

- | | |
|----------|---------------------|
| a. 事業箇所 | おおぶしよこねまち
大府市横根町 |
| b. 事業内容 | 排水機場 1か所 |
| c. 全体事業費 | 61.6 億円 |
| d. 事業期間 | 2020～2032 年度 |
| e. 根拠法令 | 土地改良法 |



再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）				
地区名	よこねがわ 横根川地区				
事業箇所	大府市横根町				
事業のあらまし	<p>本地区は、大府市の東部に位置し、五ヶ村川流域の中流部に位置する流域面積 325.3ha の排水を担う農業用排水機場を改修するものである。地区内の排水は、五ヶ村川及び横根川へ排水され、洪水時は横根川排水機場、五ヶ村川第2排水機場、五ヶ村川第3排水機場の3つの排水機場により境川へ強制排水している。</p> <p>横根川排水機場は、1980年度～1987年度にかけて実施した県営たん水防除事業で設置され、老朽化に伴う排水能力の低下や近年の都市化の進展による降雨流出量の増加により排水状況は著しく悪化し、再び湛水被害が生じる恐れが高まっている。</p> <p>このため、排水能力が低下した既設排水機場を改修し、湛水被害を未然に防止することにより、農業経営及び県民生活の安定を図ることを目的として、2020年からたん水防除事業を実施し、2032年度に完了する予定である。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>機能低下した排水機場を改修し、農地・農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 （基準雨量：328mm/3日、1/20年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2019年度)	再評価時 (2025年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2020～2029	2020～2032	用地買収に時間を要したことに伴い事業期間を延長	
	事業費（億円）	47.4	61.6		
	経費内訳	工事費	41.3	55.8	労務資材費の増（2019年単価→2025年単価）
		用補費	3.0	1.8	用地買収費確定に伴う減
		その他	3.1	4.0	労務費の増（2019年単価→2025年単価）
事業内容	排水機場1か所	排水機場1か所			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>既設排水機場の老朽化に伴う排水能力の低下や地区内開発による降雨流出量の増加により排水状況が悪化し、たん水被害が生じていることから、早急に改修し、排水能力を向上させる必要があった。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>計画施設は地区内のたん水被害を防止するための基幹的な排水施設であり、排水能力不足は変わっておらず、事業が必要な状況は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>地区内の排水能力不足は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	B	<p>A：事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B：事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C：事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		【理由】			

地区内の排水能力不足は改善されておらず、早急に施設の改修が必要な状況は継続しているため。

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	合計	
工種 区分	調査・設計	←→														
	用地補償	←→											←→			
	工事															
	・ 機場工						←→							←→		
	・ 建屋工										←→					
	・ 機械類工											←→				
事業費 (億円)	当初計画	11.2				36.2							47.4			
	実績	2.7											2.7			
	今回計画	2.7				19.4				39.5			61.6			

【進捗状況】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画	実績	達成率(%)	計画	達成率(%)
	①	②	②÷①	③	②÷③
事業費(億円)	11.2	2.7	24%	61.6	4%
工事費	7.4	1.3	18%	55.8	2%
用補費	3.0	1.3	43%	1.8	72%
その他	0.8	0.1	13%	4.0	3%

【施工済みの内容】

用地買収1式

【事後評価に準ずるフォローアップ】

該当なし。

2) 未着手又は長期化の理由

本地区は既設排水機場を稼働したまま新機場を設置するため、近隣の土地を買収して施工する計画であるが、用地買収地の一部に宅地があり、住民の移転先の調整等買収に時間を要したことから工事着手が遅れている。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

なし。

【今後の見込み】

事業期間を延長したため、今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。

判定

B

A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。

B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）

- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。

- これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。

- ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。

②事業の進捗状況及び見込み

C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

事業期間を延長したことにより、計画通りの完成が見込まれるため。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】
事前評価時から大きな変化はない。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年 2019)	再評価時 (基準年 2025)	備考
費用 (億円)	当該事業による費用	34.3	—	
	その他費用 注)	29.3	—	
	合計 (C)	63.6	—	
効果 (億円)	作物生産効果	3.8	—	
	維持管理費節減効果	△3.6	—	
	災害防止効果(農業関係資産)	16.6	—	
	災害防止効果(一般資産)	63.2	—	
	災害防止効果(公共資産)	0.1	—	
	合計 (B)	80.1	—	
	(参考) 算定 要因	流域面積 (ha)	325.3	325.3
	受益面積 (ha)	81.7	81.7	変更なし
	農地面積 (ha)	59.1	59.1	変更なし
	宅地等面積 (ha)	22.6	22.6	変更なし
費用対効果分析結果 (B/C)		1.3	—	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したものの。

※評価期間：50年間(当該事業の工事期間10年+40年)

※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事前評価時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。

注) その他費用の内訳について

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(幹線排水路等)

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月 農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算定。

【変動要因の分析】

事前評価時から大きな変化はない。

③事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

2) 貨幣価値化困難な効果の変化	【事前評価時の状況】 該当なし。	
	【再評価時の状況】 該当なし。	
判定	【変動要因の分析】 該当なし。	
	A	A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。
【理由】 事前評価時(2019年度)から大きな変化はないため。		
III 対応方針(案)		
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 対象(事業完了後5年目) <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。		
V 事業評価監視委員会の意見		
VI 対応方針		